

悪質な名簿業者等把握時の個人情報保護委員会への情報提供について

令和6年2月14日

警察庁丁組二発第25号

警察庁刑事局組織犯罪対策部組織犯罪対策第二課長から警視庁刑事部長、警視庁組織犯罪対策部長、各道府県警察本部長宛て（参考送付先）警察大学校刑事教養部長

（概要）

特殊詐欺事件において暴力団や匿名・流動型犯罪グループ（以下「犯罪組織」という。）が特殊詐欺のターゲットを選定するに際しては、氏名や住所等の個人情報がリスト化された名簿を用いている状況がうかがえる。

犯罪組織に名簿を提供する悪質な名簿業者等に対するあらゆる法令を駆使した取締りの推進については、「SNSで実行犯を募集する手口による強盗や特殊詐欺事案に関する緊急対策プラン」（令和5年3月17日犯罪対策閣僚会議決定）において、実行を容易にするツールを根絶するための対策として推進することとされている。

特殊詐欺の用に供されるおそれがあることを知りながら、名簿を犯罪組織に販売する名簿業者を含む個人情報取扱事業者（以下「名簿業者等」という。）の知情性が明らかでない場合は、詐欺ほう助等での事件化が見込めるが、個人データ（個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号、以下「個人情報保護法」という。）第16条第3項）の第三者提供の制限等を規定する個人情報保護法においては、当該関係規定に違反しても直罰規定はなく、名簿業者等を監視・監督する個人情報保護委員会による命令等の行政上の措置に従わない場合に同法の罰則が適用され得ることになる（間接罰）。

そこで、都道府県警察における特殊詐欺事件の捜査過程で悪質な名簿業者等を把握した場合には、個人情報保護委員会における行政上の措置の前提となり得る当該名簿業者等の実態把握に資するため、悪質な名簿業者等の実態について、個人情報保護委員会に対し情報提供するよう指示したものである。